

市の相談窓口

人権相談

19(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

21(木)13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

6(水)・20(水)13時30分～15時30分
※電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

5(火)・12(火)・19(火)10時～15時 市役所1階
【女性限定】
21(木)10時～15時 花川南コメセン2階
26(火)は「女性相談サロン」開設(詳細はP14)
※お困りの方に生理用品をお渡しします
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

子ども・ひとり親相談

平日 9時～17時(受付16時まで)
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よるず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・金曜 10時～16時(受付15時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談

20(水)13時～15時 花川北コメセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約も可)

社会保険労務士と話そう! 働き方・年金・暮らしのこと

18(月)12時30分～15時 カフェまるくる(花川北3・3)
22(金)10時～13時 電話相談日(お気軽にどうぞ)
ふなね社労士事務所 ☎080・5725・8114(当日の電話相談可)

協定の締結

10月17日に石狩地域バイオマス
発電(株)〔新港中央2・7・30〕と
「災害時等における倒木等の受
入に関する協定」を締結しまし
た。

問合せ 危機対策課

☎72・3190



計画段階環境配慮書の縦覧

北海道環境影響評価条例に
基づき(仮称)石狩市浜益沖浮体
式洋上風力発電実証事業 計
画段階環境配慮書を縦覧します。

場所 市役所3階環境課、厚田
支所(厚田45・5)、浜益支所(浜
益2・3)、市民図書館(花川北
7・1) ※図書館は開館日・開
館時間に準じます

期間 11月28日(火)～

12月27日(水)

時間 平日 9時～17時



▲電子縦覧
(11/28公開)

説明会 開催日時、場所が決ま
り次第、北海道庁HPおよび縦
覧場所に掲載します

問合せ

(株)JERA環境
調査第二ユニット

☎090・3560・5226



▲北海道庁HP

「いしかり地域応援商品券」市民向けアンケート

令和6年1月31日(水)まで利
用できるプレミアム付商品券発
行事業(いしかり地域応援商品
券)について、事業効果の測定や
検証を行うため、アンケート調
査を実施します。その結果は今
後の商工政策を考える貴重な資
料としますので、ご協力をお願
いします。

対象 いしかり地域応援商品
券購入者など

参加方法 令和6年2月29日

(木)までに左記の2次元コードか
らの読み取り

申込・問合せ

☎72・3166



▲回答フォーム

石狩市新年交礼会

日時 令和6年1月4日(木)17
時30分～

場所 花川北コメセン(花川北
3・2)

費用 3千円(当日支払い)

そのほか 車いす、手話通訳が
必要な方は申し込み時にお知ら
せください

申込方法 参加者全員の住所・

氏名・連絡先を電話またはファ
クス

申込期限 15日(金)

訂正とお詫び

本紙11月号の9ページに掲載
しました花川北コメセンの開放
日程について誤記がありました。
次のとおり訂正して、おわび申
し上げます。

【木曜12時30分～14時30分】

【誤】フォークダンス↓(正)卓球

【木曜15時～17時】

【誤】卓球・バドミントン↓(正)バドミ
ントン

問合せ 花川北コメセン

☎74・6525

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

☎ 税務課 ☎ 72・3119

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。基本的に個人住民税(市・道民税)均等割が賦課される方に対して、1人年額1,000円が課税されます。

市町村が個人住民税とともに賦課徴収し、その税収の全額が全国の都道府県・市町村へ森林環境譲与税として譲与される仕組みです。

森林環境税と個人住民税均等割の税額

年額		令和5年度まで	令和6年度から
国 税	森林環境税	—	1,000円
道 民 税	個人住民税均等割	1,500円	1,000円
市 民 税		3,500円	3,000円
合 計		5,000円	5,000円

個人住民税の均等割は東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に年間1,000円(市民税500円、道民税500円)上乗せされていました。

この臨時的措置が令和5年度で終了し、令和6年度から森林環境税が導入されますが、上記の表のように、個人住民税均等割と森林環境税を合わせた税額は、令和6年度以降も年間5,000円で変わりはありません。

森林環境税を原資として都道府県・市町村に配分される森林環境譲与税は、間伐や森林整備に関する人材の育成や木材の利用促進などの「森林整備の促進に関する施策」に充てられます。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

☎ 相続登記相談センター ☎ 011・211・6665(平日12時~15時)

不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律が間もなくスタートします。

令和6年4月1日から、相続などにより不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務となります。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が課される可能性があります。今のうちから相続した土地・建物の相続登記をしましょう。

- 令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。
この場合は法律の施行日から3年以内(令和9年3月31日まで)に登記が必要です。
- 個別の事案に対する相談は札幌司法書士会の「相続登記相談センター」(右上参照)にお問い合わせください。
- 制度に関する詳細は「法務省 所有者不明」で検索してください。



相続登記の
申請手続きに関するご案内